



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通信

発行月：2026 年 7 月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM



ごあいさつ



お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要性が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第38号として、夏号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げますとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。

また、新たに特許事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2026 年 夏号 目次

- ごあいさつ p1
- 判決に学ぶ p2
- 商標出願の願書への記載に関するご案内 .. p4
- 海外の特許事情 p5
- 弁理士紹介 p5
- リンク設定行為等と公衆送信権侵害について ... p6
- 事務所の概要 p7
- 銀座界限「てくてくグルメ」..... p8



一 進歩性：複数の相違点を一体として検討一

令和5年（行ケ）第10091号 特許取消決定取消請求事件の概要

1. 事案の概要

(1) 特許庁における手続の経緯等

本件特許（第6902231号）について、特許異議申立がされ、特許庁から取消理由通知を受け、原告は本件特許の特許請求の範囲を訂正する訂正請求をしたところ、特許庁は本件訂正を認めた上で、「特許第6902231号の請求項1ないし16に係る特許を取り消す。」との本件決定をした。

原告は、本件決定の取消しを求める本件訴訟を提起した。

(2) 本件特許の請求項1（本件訂正後のもの）

【請求項1】

多層基材と、蒸着膜と、前記蒸着膜上に設けられたバリアコート層とを備えるバリア性積層体であって、

前記多層基材は、少なくともポリプロピレン樹脂層と表面コート層とを備え、

前記ポリプロピレン樹脂層は、延伸処理が施されており、

前記表面コート層が、極性基を有する樹脂材料を含み、

前記蒸着膜は、前記多層基材の表面コート層上に設けられており、

前記蒸着膜が、無機酸化物からなり、

前記バリアコート層が、金属アルコキシドと水溶性高分子との樹脂組成物から構成されるガスバリア性塗布膜であるか、または、金属アルコキシドと、水溶性高分子と、シランカップリング剤との樹脂組成物から構成されるガスバリア性塗布膜であり、

前記ガスバリア性塗布膜の表面は、X線光電子分光法（XPS）により測定される珪素原子と炭素原子の比（Si/C）が、0.90以上1.60以下であることを特徴とする、ボイルまたはレトルト用バリア性積層体。

（以下、本件発明1（本件特許の請求項1に係る発明）に関するものに限定して説明する。）

2. 本件決定の理由

(1) 甲3（主引用例）及び甲4（副引用例）の記載事項の認定

(1) 甲3には、下記の甲3発明が記載されている。

「高分子フィルム基材の表面に金属酸化物蒸着層と有機無機ハイブリッドバリア層が順次設けられたバリア性フィルムであって、該有機無機ハイブリッドバリア層は、X線光電子分光分析法によるアトミックパーセントの分析において、炭素と酸素と珪素が、それぞれ15～50%、30～65%、5～30%の割合で存在することが確認されるバリア性フィルムであって、

前記金属酸化物蒸着層が、酸化アルミニウムからなる蒸着層であり、該蒸着層には、X線光電子分光分析法によってアルミニウムと酸素とが、1:1.5～1:3.0の割合で含まれていることが確認され、

前記高分子フィルム基材の表面にアンカーコート層を設け、

前記金属酸化物蒸着層は前記アンカーコート層上に設けられ、

前記アンカーコート層が、アクリルポリオール、イソシアネート化合物、及び一般式R'Si(OR)₃（R'はアルキル基、ビニル基、グリシドキシプロピル基、アミノ基、イソシアネート基及びメルカプト基のいずれか1種）であらわされる3官能オルガノシランまたはその加水分解物を含む組成物からなり、

有機無機ハイブリッドバリア層は、水酸基を有する水溶性高分子と、1種以上の金属アルコキシド及びその加水分解物、及び水／アルコール混合溶液を主剤とするコーティング剤を高分子フィルム基材の表面に塗布し、加熱乾燥することによって形成される、食品等の包装材料として使用可能なバリア性フィルム」

(2) 甲4には、以下の甲4記載事項が記載されている。

「アルミニウム酸化物等の金属酸化物である無機層上に配置されたオーバーコート層が、一般式R¹_nM²(OR²)_m（ただし、式中R¹、R²は、炭素数1以上、8以下の有機基を表し、M²は、金属原子を表し、nは、0以上の整数を表し、mは、1以上の整数を表し、n+mは、M²の原子価を表す。）で表される少なくとも1種以上のアルコキシドと、親水基含有樹脂とを含有するゾルゲル化合物を含む層であり、オーバーコート層を構成する原子における、炭素原子に対する金属原子の比率（金属原子数／炭素原子数）は0.8以上、1.6以下の範囲内であるもの」

(2) 本件発明1について

(1) 本件発明1と甲3発明の一致点及び相違点について

【一致点】

「多層基材と、蒸着膜と、前記蒸着膜上に設けられたバリアコート層とを備えるバリア性積層体であって、

前記多層基材は、少なくとも樹脂層と表面コート層とを備え、

前記表面コート層が、極性基を有する樹脂材料を含み、

前記蒸着膜は、前記多層基材の表面コート層上に設けられており、

前記蒸着膜が、無機酸化物からなり、

前記バリアコート層が、金属アルコキシドと水溶性高分子との樹脂組成物から構成されるガスバリア性塗布膜であるか、または、金属アルコキシドと、水溶性高分子と、シランカップリング剤との樹脂組成物から構成されるガスバリア性塗布膜である、バリア性積層体。」

【相違点1-1】

「樹脂層」に関して、本件発明1のものは「延伸処理が施されて」いる「ポリプロピレン樹脂層」であるのに対して、甲3発明のものは「高分子フィルム基材」である点。

【相違点1-2】

本件発明1は、「前記ガスバリア性塗布膜の表面は、X線光電子分光法（XPS）により測定される珪素原子と炭素原子の比（Si/C）が、0.90以上1.60以下

である」のに対し、甲3発明は「該有機無機ハイブリッドバリア層は、X線光電子分光分析法によるアトミックパーセントの分析において、炭素と酸素と珪素が、それぞれ15～50%、30～65%、5～30%の割合で存在することが確認される」点。

【相違点1-3】

本件発明1は、用途が「ボイルまたはレトルト用」であるのに対して、甲3発明は「食品等の包装材料として使用可能」なものである点。

(2) 相違点の容易想到性に対する判断

ア 相違点1-1に関し、甲3発明における「高分子フィルム基材」としてどのようなものを用いるかは、当業者が適宜決め得ることであり、甲3の記載および周知技術1を参考にして、「延伸処理が施されて」いる「ポリプロピレン樹脂層」を選択することに格別の困難性はない。

イ 甲3発明と甲4記載事項とは、蒸着膜上に設けられたバリアコート層が、金属アルコキシドと水溶性高分子との樹脂組成物から構成されるガスバリア性塗布膜であり、バリアコート層の脆性、耐熱性又はガスバリア性などを考慮して、X線光電子分光法（XPS）により測定される珪素原子と炭素原子の割合を決めるものであるから、甲3発明において、甲4記載事項を参考にして、相違点1-2に係る本件発明1の構成とすることは、当業者が容易になし得たことである。

ウ 相違点1-3に関し、耐熱性や耐水性が要求される食品包装の用途として一般的な「ボイルまたはレトルト用」とすることに格別の困難性はない。

エ 原告の主張する本件発明1の奏する効果も甲3発明及び甲4記載事項から当業者が予測可能な範囲のものである。

3. 取消事由

(1) 甲3発明に基づく本件発明1の進歩性の判断の誤り（取消事由1）

4. 裁判所の判断

(1) 取消事由1（甲3発明に基づく本件発明1の進歩性の判断の誤り）について

(1) 原告は、本件決定には甲3発明の認定の誤りがあり、その結果、本件発明1と甲3発明の相違点の認定にも誤りがあると主張するが、裁判所は、基本的には本件決定が認定するとおりの甲3発明を認めることができ、相違点も本件決定の認定するとおりと認める。この点に関する原告の主張は、いずれも採用できない。

(2) 相違点の容易想到性についての判断の誤りについて

ア 原告は、本件決定が相違点1-1から同1-3までを関連付けずに判断している点が誤りであると主張するところ、当裁判所は、相違点1-1はともかく、少なくとも相違点1-2と相違点1-3は一体として検討する必要があると判断する。その理由は、以下のとおりで

ある。

本件発明の内容は、ポリプロピレンフィルムと蒸着膜との間に、密着性に優れた極性基を有する樹脂材料を含む表面コート層を備えることにより、層間の剥離を防止し、また、シランカップリング剤とともに用いられる場合も含め金属アルコキシドと水溶性高分子との樹脂組成物からなるバリアコート層を蒸着膜上に設けることで、蒸着膜のクラック発生をも防止し、さらには、ボイルまたはレトルト処理が行われる場合であってもガスバリア性の低下の抑制が図られるように、バリアコート層表面の珪素原子と炭素原子との割合を特定の範囲にしたものであって、高いガスバリア性を有するボイル又はレトルト用バリア性積層体を提供するという技術的意義を有するといえる、そして、本件明細書によれば、珪素原子と炭素原子の比（ $S i / C$ ）の上限は、バリア性積層体を屈曲させてもガスバリア性の低下を抑制できるという観点から定められ、下限は、バリア性積層体を加熱してもガスバリア性の低下を抑制できるという観点から定められているのであるから、ボイル又はレトルト用であるか否かに係る相違点１～３と、珪素原子と炭素原子の比の数値範囲に係る相違点１～２は一体として検討されるべきものである。

イ 以上を前提に、相違点１～２と相違点１～３に係る容易想到性につき一括して判断するに、まず、本件決定が副引用例とする甲４には、別紙６の記載があり、ここから本件決定の認定に係る甲４記載事項を認定できることについては争いがない。

甲４は、電気製品等の機器の消費エネルギーを削減するための真空断熱材用外包材等に関するもので、外包材により形成された袋体内に芯材を配置し、上記芯材が配置された袋体の内部を減圧して真空状態とし、上記袋体の端部を熱溶着して密封し、上記袋体内部を真空状態とすることにより、気体の対流が遮断されるため、真空断熱材は高い断熱性能を発揮することができるというものである。

甲４記載事項は、第１フィルム（金属酸化ポリリン酸層付きフィルム。第１樹脂基材と金属酸化ポリリン酸層から成る。）、オーバーコート層付きフィルム（樹脂基板、無機層、オーバーコート層から成る。）、熱溶着可能なフィルムから構成される真空断熱材用外包材のうち、オーバーコート層付きフィルムの中のオーバーコート層及び無機層をもとに抽出されたものである。

ウ 本件決定は、甲３発明に、甲４記載事項のオーバーコート層における炭素原子に対する珪素原子の比率を適用するものである。

しかし、甲４記載事項は、前提とする積層構造が、甲３発明と異なる上、以下のとおり、甲４は、甲３発明とは技術分野が共通するものとはいえず、さらに、相違点１～３に係る構成（ボイル又はレトルト用）を開示又は示唆するものでもない。すなわち、甲４は、高温高湿な環境においても長期間断熱性能を維持することができる真空断熱材用外包材等の提供を目的とするものであるが、高温高湿な「環境」を想定するとどまり、物を入れて積極的に加熱殺菌処理をする行為であるレトルトやボイル（一例として、優先日前の公知文献である特開２００７－１３７４３８号公報では、レトルト処理について１１０℃～１３０℃位、圧力、１～３Ｋｇ／ｃｍ²／Ｇ位で約２０～６０分間程度の加熱加压殺菌処理、ボイルについて９０℃位で３０分間位の加熱殺菌処理等が挙げられている。）を想定しているとはおよそ考えられ

ず、実際、甲４には、レトルトやボイルを前提とする記載はない。

その上、甲３の【００４４】には、「炭素の割合が５０％より多い場合、バリア性が温度、湿度の影響を受け易く、１５％より少ない場合、バリア性が悪くなり、膜質が脆くなる。」として、炭素が少なすぎると膜質が脆くなることが示唆されているのに対し、甲４の【０１１１】には、「オーバーコート層を構成する原子における、炭素原子に対する金属原子の比率（金属原子数／炭素原子数）は、０．１以上、２以下の範囲内であり、中でも０．５以上、１．９以下の範囲内、特に０．８以上、１．６以下の範囲内であることが好ましい。」という炭素原子に対する金属原子の比率（金属原子数／炭素原子数）を示す記載に引き続いて、「比率が上記範囲に満たないと、オーバーコート層の脆性が大きくなり、得られるオーバーコート層の耐水性および耐候性が低下する場合がある。一方、比率が上記範囲を超えると、得られるオーバーコート層のガスバリア性が低下する場合がある。」として、金属原子に対して炭素原子の数が過剰に多くなるとオーバーコート層の脆性が大きくなって、ガスバリア性の低下につながる旨の記載があるところ、これは、上記甲３の【００４４】の記載と正反対の内容である。

そうすると、当業者において、甲３発明の食品包装材料についてボイル又はレトルト用途とすることを想起したとしても、甲４におけるオーバーコート層を構成する原子における金属原子の比率は加熱によってもガスバリア性が維持されるかどうかとは関わりのないものであること、甲４には、炭素原子と金属原子の比率と、膜質の脆性について、甲３と正反対の記載があることに鑑みても、甲３発明とは技術分野も積層構造も異なる真空断熱材用外包材に関する甲４の積層体の中から、オーバーコート層付きフィルムの中のオーバーコート層及び無機層に関する記載に着目した上、オーバーコート層における炭素原子に対する金属原子の比率（金属原子数／炭素原子数）を参照して、甲３発明に適用する動機付けを導くには無理があるというほかなく、本件決定の判断には誤りがある。

エ 被告は、 $S i / C$ の数値範囲に特段の技術的意義はなく、層構成に係る共通の技術について「 $S i / C$ 」を用いて数値範囲を検討することが甲４にあるとおり公知であることを併せると、甲３発明において甲４記載事項を参考にして、相違点１～２に係る本件発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得た旨主張する。

被告が、 $S i / C$ の数値範囲に特段の技術的意義はないと主張する根拠は、①本件発明１の発明特定事項が「バリアコート層が、金属アルコキシドと水溶性高分子との樹脂組成物から構成されるガスバリア性塗布膜であるか、または、金属アルコキシドと、水溶性高分子と、シランカップリング剤との樹脂組成物から構成されるガスバリア性塗布膜」と択一的なものになっており、シランカップリング剤には珪素が含まれるにもかかわらず、本件明細書上効果が確認されているのはシランカップリング剤を含むバリアコート層だけであるという点、②本件発明１の数値範囲は甲３から簡単に算出でき、甲４にも同数値範囲内のものが例示されているという点にある。

しかし、上記①についていえば、シランカップリング剤が珪素を含むというような一般論だけで、シランカップを含むものであるバリアコート層の効果に係る【表４】～【表７】の結果、及び $S i / C$ の数値範囲の効果に係る【表５】～【表７】が、シランカップ剤を含まないバ

リアコート層について技術的意義がないとは直ちにいえなく、そもそも、技術的意義が裏付けられているかどうかと、構成が容易想到といえるかどうかの問題は直結するものではない。

また、上記②についていえば、甲３発明の「Ｘ線光電子分光分析法」の分析における「炭素と酸素と珪素が、それぞれ１５～５０％、３０～６５％、５～３０％の割合で存在すること」から、珪素原子と炭素原子の比（ $S i / C$ ）は、０．１以上、２以下と算出することができ、この数値範囲は、本件発明１の数値範囲である「０．９０以上１．６０以下」を包含するからといって、炭素と酸素と珪素の数値範囲で一定の技術的意義を示している甲３の記載から、炭素と珪素だけを抽出すべき合理的な理由、技術的な必然性は認められない。

甲４の表１には、３０質量部（ $S i / C$ 比率１．５８）、３８．５質量部（同比率１．２５）及び５０質量部（同比率１．０３）という、本件発明１の数値範囲内のものが開示されているが、同表では膜特性は示されておらず、この $S i / C$ 比率で、本件発明１の数値範囲外の他の質量部より優れていることが示されているわけでもないから、当業者が当該数値に着目するともいえない。

そして、甲３とは「層構成に係る発明である」という程度の共通性しかない甲４に「 $S i / C$ 」を用いて数値範囲を検討することが記載されていたからといって、当業者において甲４記載事項を参考にして相違点１～２、相違点１～３に係る構成とすることが容易に想到できるとはいえない。

(3) 結論

以上によれば、相違点１～１の容易想到性及び顕著な作用効果について判断するまでもなく、本件発明１は甲３発明に基づいて容易に発明することができたとはいえないから、取消事由１には理由がある。

〔考察〕

特許実務者にとって、進歩性の有無の判断、特に本件発明と主引用発明との相違点に関する容易想到性の判断は、常に発生する基本的かつ重要な業務であるが、ときにその判断を行う場合、困難で悩ましいケースが生じる事項である。

この裁判例においては、本件発明と主引用発明との相違点の容易想到性を判断するにあたり、特許異議申立における本件決定は相違点１～１から相違点１～３までを関連付けず、各別に判断しているが、裁判所は、少なくとも相違点１～２と相違点１～３は一体として検討されるべきものであると判断した。

このような相違点に係る構成に至る動機付けに関して、相違点を細かく分けて認定し、各相違点の容易想到性を個々に判断することは誤りであるとされた裁判例は、本件のほかにも一定数存在する。

したがって、今後、拒絶理由通知を受けた場合に進歩性を主張するにあたり、複数の相違点（構成）があるときには、それらの関連性を考慮して、複数の相違点（構成）を一体として検討されるべきとの主張、反論が有効になる可能性がある。

この裁判例のように、複数の相違点がある場合でそのうちの一つが用途のときには、その用途に適した物性、機能などが他の相違点に存在するときには、有効な反論が可能になると思われる。

商標出願の願書への指定商品、 指定役務への記載に関するご案内

文：弁理士 藤田 康文

商標出願の願書に記載する指定商品、指定役務は、商標登録後、商標権の権利範囲を定める基準の1つとなります（商標法第25条第1項）。登録商標を使用している商品、役務が商標権に係る指定商品、指定役務と同一でなく、また、指定商品、指定役務の一部にも含まれていない場合には、第三者から不使用取消審判（商標法第50条第1項）を請求された際に、商標登録が取り消される可能性があります。

一方で、商標出願の願書に記載した指定商品、指定役務を、出願後に追加したり、実質的に変更したりすることはできません（上位概念の記載を下位概念の記載にする補正は可能な場合があります）。

このように、商標出願の願書への指定商品、指定役務の記載は、実際に使用する商品との関係を十分に検討して行う必要があります。

そこで、本件では、コンピュータソフトウェアやコンピュータシステムの開発メーカーであり、クライアントに対して、システムのオンラインでの利用の提供や、ソフトウェアの販売もしている会社法人（以下、甲社と称します。）を例に、出願時における指定商品、指定役務の記載上の注意点について、大きく二つの場合に分けてご案内いたします。

1. 特許庁による早期審査を受けることをお考えの場合

早期審査を受ける場合、商標出願の願書に記載される指定商品、指定役務については、以下の条件に合致した指定商品、指定役務とすることが一般的です。

具体的には、J-P l a t P a t の商品、役務名検索に示されたデータ種別のうち、「基 類似商品・役務審査基準」、「N 商品・サービス国際分類表」の種別に該当する指定商品、指定役務のみを願書に記載する、という条件です。

上記の甲社の場合には、一例として、

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第9類】電子計算機用プログラム、電子応用機械器具及びその部品

【第42類】電子計算機用プログラムの提供、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守

と記載することが考えられます。

早期審査を受けるための条件に合致しているかどうかは、特許庁が提供している「商品・役務サポートツール」サイトの「指定商品・指定役務判定ツール」に指定商品、指定役務を入力して確認することができます。

○「商品・役務サポートツール」のサイトのURL

<https://tmfast.jpo.go.jp/tmsupport/top.html>

○条件が認められた場合の表示

早期審査の対象となった出願は、例えば出願日から登録査定日まで約2か月という短期間で審査が進む場合があります。

もっとも、実際に商標を使用する役務が、上記した二つのデータ種別外となる「コンピュータシステムの提供」のみである場合には、登録商標の使用が指定商品、指定役務についての使用とは認められず、不使用取消審判により商標登録が取消けされる可能性があります。したがって、このような場合には、早期審査の要件に合致させることのみを優先して指定商品、指定役務を記載することはお勧めできません。

2. 特許庁による早期審査を積極的にはお考えではない場合

早期審査を積極的にはお考えでない場合には、J-P l a t P a t の商品、役務名検索のサイトに示されたデータ種別のうち、上記以外のデータ種別、例えば「審 審査において採用された商品・役職名（日本語又は英語表記のみ）」の種別の指定商品、指定役務も併せて願書に記載することができます。

上記の甲社の場合には、一例として、

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第9類】コンピュータソフトウェア、電子計算機用プログラム、電子応用機械器具及びその部品

【第42類】コンピュータソフトウェアの提供、電子計算機用プログラムの提供、コンピュータシステムの提供、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守

と記載することが考えられます。

このように、早期審査を求める場合と比較して、より幅広いバリエーションの指定商品、指定役務を記載できるというメリットがあります。

なお、J-P l a t P a t の商品・役務検索で検索できない指定商品、指定役務であっても、必ずしも願書に記載できないというわけではありません。

第三者の登録商標の指定商品、指定役務の記載を参考にできる場合があります。

例えば、商標登録第7045750号の第42類の指定役務（下記にその登録情報のURLを示します。）を参考にして、「人工知能を用いた情報処理」を願書に記載することが可能であると思料されます。

○商標登録第7045750号のURL

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2025-108460/40/ja>

また、「指定商品（指定役務）」を具体的に説明した商品又は役務説明書を商標出願の添付書類として提出し、審査官が当該説明書の記載を踏まえて指定商品、指定役務の内容を認めた場合には、商標登録を受けられる可能性があります。

以上のとおり商標出願の願書への指定商品、指定役務への記載に関してご案内いたします。

商標出願の手続きをご希望の場合には、上記ご案内をご高覧のうえ、弊所までお気軽にご相談いただけますと幸いです。

海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

中国—懲罰的損害賠償に関する司法解釈の改正

2026年4月20日、中国の最高人民法院は、知的財産権侵害訴訟における懲罰的損害賠償の適用に関する司法解釈を改正しました。2021年の旧解釈に代わるもので、2026年5月1日より施行されました。

主な改正点として、まず故意侵害の認定範囲が拡大されました。和解後に侵害を再開した場合などが、故意を推認する新たな事由として追加されています。また、賠償額の算定基礎がより詳細に規定され、法定賠償額を基礎とすることはできないことが明確化されました。賠償倍率は侵害の悪質性等に応じて定められ、賠償総額は算定基礎の5倍を超えないものとされます。さらに、同一行為について既に行政上・刑事上の制裁を受けている場合は、当事者の申立てがなくともその点が倍率の判断に反映されることになりました。

手続面では、裁判所が原告に懲罰的損害賠償の請求を促したにもかかわらず請求しなかった場合、その時点が最後の機会とされ、後日改めて同一の事実に基づき提訴しても受理されない旨が明記されました。今回の改正は、概ね権利者に有利な内容となっていますが、手続面については注意が必要となりそうです。

知的財産権の懲罰的損害賠償については、中国（5倍）の他に、米国（3倍）や韓国（5倍）でも認められています。一方、日本では認められておらず（実損害主義）、他国と比べて権利侵害への抑止力が不足している、といった批判もあります。

アメリカンPIERパイロットプログラムの開始

米国特許商標局（USPTO）は、PCT国際段階の成果物をより積極的に活用して審査を効率化し、審査の滞貨を削減することを目的とした「PCT情報活用審査請求（PIER）パイロットプログラム」を開始しました。国際調査報告（ISR）や国際調査見解書（WO）等の国際段階の成果物は、従来もUSPTOのファイルに含まれていましたが、審査官は独自に調査を行うのが通例であり、これらを明示的に活用する仕組みはありませんでした。

対象となるのは、PCT-US国内移行出願の一部です。参加案件はUSPTOが裁量で選定するもので、出願人の側から参加や離脱を選ぶことはできません。USPTOは、審査の滞貨が多い技術分野や、ISRやWO等でX・Y文献が引用された案件などを中心に選定するとしています。

選定されると情報提供を要求する通知が発せられ、出願人は、2か月以内に、①審査の続行、②審査の12か月間の延期、③出願の明示的な放棄、のいずれか一つを選択して応答しなければなりません。審査時期をある程度コントロールできる利点がある一方、応答を怠れば出願放棄とみなされるため、注意が必要です。

国際段階の成果物を国内段階で利用する制度としては、他にもPCT-PPHがあります。肯定的な国際調査結果に基づき出願人が自ら審査の促進を申請するPCT-PPHとは異なり、PIERは、USPTOが主に否定的な国際調査結果の案件を一方向的に選定し、出願人に早期の意思決定を迫る点に特徴があります。なお、本パイロットプログラムは2027年4月9日まで実施される予定です。

メキシコ—特許審査手続の迅速化

2026年3月11日、メキシコでは特許・実用新案の審査手続に関する規則改正が官報に公示され、翌日に施行されました。これにより、実体審査における拒絶理由通知（オフィスアクション）の回数が、従来の最大4回から最大2回に削減されました。3回目の通知は登録査定又は拒絶査定に限られるため、クレームの補正や意見を述べる機会は実質的に2回に絞られます。本改正は遡及適用されず、施行日前の出願は従来の規則に服します。

また、2026年4月3日には、特許等の保護手続の簡素化を含む産業財産保護法の改正法令も公示され、翌日に施行されました。同改正により、実体審査の開始後1年以内にIMPIが登録又は拒絶の最終判断を行うことが新たに義務付けられることになります。オフィスアクションの回数削減とともに、審査期間にも期限が定められることとなり、審査の一層の迅速化が図られています。

弁理士紹介

岡田 真澄

2025年に入所いたしました。現在は化学・材料分野を中心に、特許出願、中間処理等の業務を担当しております。

私はこれまで、知財を取り巻く産・学・官のさまざまな現場で経験を積んでまいりました。大学では化学を専攻し、在学中から弁理士を志しておりました。卒業後は総合化学メーカーにて研究開発および知財業務に従事し、技術と知財の両面から実務経験を重ねました。

その後、九州大学、東北大学、早稲田大学などのアカデミアにおいて、准教授や特任教授等として発明発掘、特許権利化、ライセンス活動、産学連携業務に携わりました。

また、特許庁特許審査第三部では積層体等の技術分野に関する特許審査を担当し、審査官としての視点や判断プロセスについて深く学ぶ機会を得ました。さらに、新卒で入社していた総合化学メーカーから即戦力として再び招かれ、知財部に復帰いたしました。研究開発成果の権利化にとどまらず、研究部門や事業部門と連携しながら内閣府プロジェクトにも参画し、事業戦略に直結する知財活動を推進してまいりました。

加えて、専門性を高めるため、法科大学院において法律を学び、知財実務を支える法的知識の習得にも努めてまいりました。

私生活では、二人の娘と一人の息子の母です。休日には旅行や買い物を楽しみ、リフレッシュしています。

これまで、企業・大学・特許庁という異なる立場から、特許出願、中間処理、特許審査、契約書作成、技術移転、産学連携など幅広い業務に携わってまいりました。こうした経験を活かし、クライアントの皆様の研究開発や事業活動を知財面から強く支援できるよう、誠心誠意取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

小泉 康男

1. はじめに

私は、工学部機械工学科を卒業後、自動車メーカーに就職し、ものづくりの最前線である開発・製造の現場を経験いたしました。その後、弁理士資格を取得し、特許事務所に就職して以来26年間にわたり、弁理士として、主に機械関係の特許出願及び中間処理に携わってまいりました。

これまで、大手企業の研究開発成果から、ベンチャー企業の新規事業、個人の創作活動にいたるまで、多様な知的財産の保護と活用を支援しております。

2. 私の強み

- ・「開発者の言葉」がそのまま伝わる技術的バックグラウンド
メーカー勤務の経験があるため、図面や設計の意図、開発者の皆様が苦労されたポイントを深く理解できます。現場の目線に立ったスムーズなコミュニケーションが可能です。
- ・26年の実績が生む「中間処理（権利化）」へのこだわり
特許は出願するだけでなく、特許庁との交渉（中間処理）をいかに戦略的に行うかで権利の強さが決まります。26年間で培った豊富なノウハウを活かし、他社に真似されない「本当に使える、強い権利」の取得に全力を尽くします。
- ・複雑な制度を「分かりやすく」、経営の武器へ
知財の制度は複雑ですが、お客様には常に「分かりやすい言葉」で丁寧にご説明します。単なる書類作成の代行にとどまらず、「その特許をどう経営や事業戦略に活かすか」という未来を見据えた最適なお提案を徹底しています。

3. 皆様へのメッセージ

変化の速い現代において、知的財産は事業を守る盾であり、攻めるための武器です。皆様が安心して研究開発や創作活動に専念できるよう、これまでのキャリアで培った知識と経験のすべてを注ぎ、誠実かつ丁寧にサポートいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

リンク設定行為等と公衆送信権侵害について

弁護士・弁理士 中井 英登

1 はじめに

リンク（これには、通常のリンクのほかインラインリンクを含めます。）とは、ユーザーが URL 文字列その他の文字や画像などをクリック又はタップすると、同じドキュメント内の別のページや別のウェブサイトのページなどに遷移する仕組みのことです。リンク先に他人の著作権を侵害する情報（以下「侵害情報」といいます。）が蔵置されていた場合に、インラインリンクの一種であるリツイートする行為が公衆送信権（著作権法 23 条 1 項）に当たるかについて、知財高裁平成 30 年 4 月 25 日判決は、リツイート者の自動公衆送信の主体性を否定しました（注 1）。しかし、その後の下級審判例では、侵害情報が蔵置されたサーバーの URL にリンクを設定し、あるいはその他の方法で当該 URL を教示する行為（以下、前者を「リンク設定行為」、後者を「URL 教示行為」といい、両者を併せて「リンク設定行為等」といいます。）について、公衆送信権侵害を認めた事例もあります。そこで、以下、リンク設定行為等と公衆送信権侵害に関する裁判例を整理の上で、検討を加えます。

2 裁判例の分析

検討の対象とした裁判例は、リンク設定行為に関するもの 6 件、URL 教示行為に関するもの 5 件の合計 11 件です。このうち、URL 教示行為に関するもの 5 件については、裁判所は、すべて公衆送信権侵害を認めていることが注目されます（注 2）。

3 検討

否定例は、いずれも侵害情報をリンク先のサーバーからリンク元のウェブページの閲覧者の端末に直接表示されるものにすぎず、リンク元のウェブサイトのサーバーに侵害情報が保存されているものでもないというリンクの性質から、リツイート等によりリンク設定行為を行なったもの（以下「リンク設定者」といいます。）について、公衆送信権侵害の主体性を否認する結論を導いています。リンク設定者は、上記のリンクの性質から、物理的に公衆送信権侵害の主体性を認めることはできず、また、リツイート等の一般的な他人の著作物の利用行為である限りは、規範的にもその主体性を認めることは困難と考えられます。

他方で、肯定例は、①侵害情報のアップロードを行った者（以下「アップロード者」といいます。）と電子掲示板にアップロード先の URL を記載した投稿をするなどして第三者に URL を教えた者（以下「URL 教示行為者」といいます。）が同一人物であると認定した事例（裁判例 7 及び 8）と、②両者の同一性の認定には至らないものの、侵害情報の秘匿性等を理由に、URL 教示行為者について自動公衆送信の主体性を認めた事例（裁判例 2、3 及び 11。注 3）があります。これらの裁判例は、「アップロード者が作出した自動公衆送信が可能な状態を利用して、もっぱら自己の利益を追求するために自動公衆送信を実現させた者」を、自動公衆送信の主体として認めた事例と考えられます（注 4）。

注 1) <https://bunkyo-hongo.com/2019/09/16/titekizaisan-20180425/>

注 2) https://koyo-law.com/home/wp-content/uploads/2026/05/link_settei.pdf

注 3) <https://bunkyo-hongo.com/2026/05/21/titekizaisan-20250307/>

注 4) 谷川和幸著「リンク提供行為と著作権法」64 頁参照

専門性の高いサービス群



- 特許調査 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。
- 契約係争関係 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。
- 出願業務 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。
- 中間業務 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、外内出願の中間業務を承っております。
- コンサルティング ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。
- 法務業務 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。

「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

事務所概要

お客様の発展に役立つ事、
それが私たちの使命です。



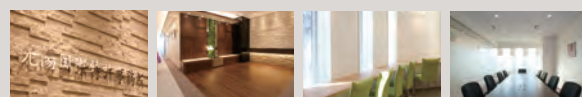
所長弁理士 荒船 博司

- 事務所名 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所
- 英文名称 Koyo International Patent Firm
- 所在地 〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階
- TEL 03-5251-5721 (代表)
- FAX 03-5251-5727
- 代表弁理士 荒船 博司
- 設立 昭和56年6月
- 従業員数 (http://www.koyo-patent.co.jp 参照)
- 弁理士数 (同上)
- 弁護士数 (同上)
- 業務内容 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。

<事務所沿革>

- 昭和56年6月 前身の事務所を千代田区神田に開設
- 昭和60年3月 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
- 平成元年4月 光陽国際特許事務所に改称
- 平成2年10月 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
- 平成11年1月 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転
- 平成14年11月 光陽国際特許法律事務所に改称
- 平成22年8月 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
- 平成24年10月 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転
- 令和4年11月 弁理士法改正に伴い、弁理士法人 光陽国際特許事務所に改称

Office



<東京宝塚ビル アクセス>

- ◆JR JR 有楽町駅 (日比谷口) 徒歩 5 分
- ◆東京メトロ 日比谷線 日比谷駅 (A5 出口) 徒歩 3 分
千代田線 日比谷駅 (A13 出口) 徒歩 2 分
- ◆都営地下鉄 三田線 日比谷駅
(千代田線連絡口経由 A13 出口) 徒歩 6 分

光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

てくてく
グルメ



とっておきのお店を
ご紹介します。



柿安 銀座店

電話：03-3289-3771

住所：〒104-0061 東京都中央区銀座 7-9-15
GINZA aCUBE 7F

銀座駅から徒歩3分、新橋駅から徒歩5分のビル7階に位置する「柿安 銀座店」は、老舗の伝統と確かな目利きで知られ、上質な牛肉の魅力を存分に味わうことができます。

ランチは4,500円から。今回は特別な一品「柿安 松阪牛1%の奇跡」すき焼膳（7,500円）をいただきました。その名の通り、数ある牛の中でもわずか1%ともいわれる、松阪で生まれ育った生粋の松阪牛かつA5等級（最高ランク）のみを選び抜いた特別な一皿で、提供される牛肉には血統書が付いているのも印象的です。

きめ細やかな霜降りとやわらかな肉質は、口に入れた瞬間にほどけるような食感で、濃厚でありながら上品な旨味が広がります。さらに、たっぷりの野菜とともにいただくすき焼きは、味わいに変化と広がり添えてくれ、最後まで飽きることなく楽しめます。

お店の方の接客もとても丁寧であたたかく、料理の美味しさだけでなく、こうしたおもてなしも含めて満足度の高い一軒です。銀座という上質なロケーションの中で、食材・技・おもてなしのすべてにこだわり抜いた柿安 銀座店。ここでしか味わえない「1%の奇跡」を、ぜひ体験してみてください。

■營業時間

昼 11:30 ~ 15:00 (L.O.14:00) 夜 17:00 ~ 22:00 (L.O.20:00)

■定休日：なし

※料金は税別・別途サービス料

銀座鮪正

電話：03-3541-5882

住所：〒104-0061 東京都中央区銀座 5-14-5
光澤堂 GINZA ビル B1F

東銀座駅、歌舞伎座からほど近い立地にある「銀座鮎正」は、落ち着いた空間で上質なお寿司を味わえるお店です。

ランチのちらし寿司から会席まで幅広いコースが用意されているのも魅力のひとつです。ランチは4,950円から。今回、カウンターでいただいたランチは「本日の握り縁(えん)-」(9,900円)。内容は寿司十二貫、小鉢、新香、お味噌汁、水菓子となっています。

ウニがのった小鉢は、見た目も美しく目でも楽しむことができます。少し珍しい鯨のお寿司は旨味がしっかりありながら上品な味わいです。どのお寿司も新鮮で厳選されたネタとシャリの調和は大変すばらしく、提供のタイミングまで細やかに計算されており、奥深さを堪能できます。最後には水菓子とお茶をいただき、大満足な時間を過ごすことができました。

格式ある落ち着いた空間でありながらも、温かく親しみやすい接客も大きな魅力であり、初めて訪れる人も心地よく過ごすことができます。個室も備えられており、記念日や大切な人との食事にも最適です。カウンターで職人さんとの会話をを楽しむのもよいです、用途に合わせて個室でゆっくりと大切な人との特別な時間を過ごすこともできます。

随所におもてなしの心が感じられる「銀座鮎正」で、ゆっくりとした時間を過ごすのはいかがでしょうか。

■営業時間：昼 11:30～14:30 夜 17:00～22:30

■定休日：毎週水曜日 不定休日あり



K O Y O

光陽国際特許事務所

光陽國際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>